

入札公告

下記の工事について、篠山市制限付一般競争入札実施要領第4条の規定により公告する。

平成21年6月15日

篠山市長 酒井隆明

記

1. 入札に付する事項

(1) 公表番号

55

(2) 工事番号

篠教学事(工)第4号

(3) 工事名

平成21年度 安全・安心な学校づくり交付金事業
篠山市立丹南中学校校舎(北棟)耐震補強工事

(4) 工事場所

篠山市 味間新 地内

(5) 工事概要

丹南中学校校舎(北棟) 2-1・2-2 延床面積 A = 2,448m²
(北棟)校舎 2-1 鉄筋コンクリート3階建 延床面積 A = 1,010m²
(北棟)校舎 2-2 鉄筋コンクリート3階建 延床面積 A = 1,438m²
耐震補強に伴う建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事 1式

(6) 工期

平成21年11月30日限り

2. 応募方法

特別建設共同企業体とする。

3. 入札参加資格

本工事の入札に参加することのできる資格を有する者は、平成21年度篠山市の発注する工事契約に係る競争入札参加資格取得(登録)者、次に掲げる要件をすべて満たし、契約担当者の入札参加資格確認を受けたものとする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく篠山市の入札参加者資格制限基準による入札制限に、特別建設共同企業体の全構成員が該当しないこと。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による「**建築一式工事**」（営業経験 5 年以上）に係る**特定建設業**の許可を特別建設共同企業体の代表構成員が有し、その他構成員は「**建築一式工事**」（営業経験 5 年以上）に係る**一般又は特定建設業**の許可を有すること。

ウ 建設業法第 26 条に規定する監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者が本工事の専任として配置できること。

エ 建設業法に規定する経営事項審査結果通知書の有効期限が、本契約締結予定日（平成 21 年 7 月 10 日）までであることが入札参加申込期限日（確認基準日）又は入札書の提出期限日までに確認できること。

オ 特別建設共同企業体の結成資格の要件については、下記のいずれかに該当すること。

篠山市内に本社を有する建設業者で、平成 21 年 4 月 1 日篠山市格付基準日の「**建築一式工事**」の総合評点が、**700 点以上**「篠山市格付け**建築 A ランク**」の篠山市内建設業者 2 者による特別建設共同企業体を結成すること。

篠山市内に本社を有する建設業者で、平成 21 年 4 月 1 日篠山市格付基準日の「**建築一式工事**」の総合評点が、**700 点以上**「篠山市格付け**建築 A ランク**」の篠山市内建設業者と、篠山市内に支店・営業所等を設置している建設業者で最新の総合評点**800 点以上**の者との特別建設共同企業体を結成すること。

篠山市内に本社を有する建設業者で、平成 21 年 4 月 1 日篠山市格付基準日の「**建築一式工事**」の総合評点が、**700 点以上**「篠山市格付け**建築 A ランク**」の篠山市内建設業者と、篠山市に隣接する兵庫県内の市町（三田市、加東市、西脇市、丹波市、猪名川町）に本社を有する建設業者で最新の総合評点**800 点以上**の者との特別建設共同企業体を結成すること。

カ 特別建設共同企業体の構成員は、2 者とし篠山市内に本社を有する者の出資比率を 40% 以上とする。

キ 上記の（オ）の点数に満たない者であっても、ISO（9000 及び 14000 シリーズ）の両方若しくはどちらかを取得している事務所については、総合評点に 8 点を加算するものとする。また、障害者雇用義務達成事務所についても、総合評点に 8 点を加算するものとする。

ク 篠山市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日（確認基準日）及び入札当日に特別建設共同企業体の全構成員が受けていないこと。

ケ 特別建設共同企業体の全構成員が、会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（ただし、開始決定後、国の認定を受けた者を除く。）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。）でないこと。

コ 本工事に係る設計業務の受託者でなく、又、次に掲げる 及び に該当しないこと。

本工事に係る設計業務等の受託者「**株式会社 小西建築設計事務所**」

当該受託者の発行済株式総数（有限会社の場合は総社員）の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者。

建設会社の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている建設業者。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第26条の規定による「**建築一式工事**」の主任技術者及び監理技術者を、本工事に専任で配置ができること。

イ 建設業法第27条18の規定による「**建築一式工事**」の監理技術者資格証を有し、監理技術者を本工事に専任で配置ができること。

ウ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札参加してはならず、申請書を提出した者は直ちに当該申請書の取り下げ又は入札を辞退すること。

エ 落札者は、契約期間中で提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。なお、配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、認めない。

4. 契約条項等の閲覧場所及び期間

篠山市工事請負契約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧場所

篠山市北新町4-1

篠山市 総務部 管財契約課 契約係 電話 079-552-1111 (内線 354)

(2) 閲覧期間

平成21年6月15日(月)から平成21年7月9日(木)まで(土曜、日曜を除く。)

午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

5. 入札参加者申込書等の交付場所、期間及び交付方法

申込書等については、次の場所に掲載

篠山市ホームページ内 下記アドレスに掲載。

<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/koji/09-nyusatsukokoku.html>

6. 入札参加の申込み

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込等提出資料を持参し提出する。契約担当者は、入札参加希望者から提出のあった書類を審査し受付する。また、入札参加希望者に入札日までに反社会的行為があったときは、受付を取り消す。なお、本公告文が入札通知書を兼ねているため、入札通知書の発行は行わない。

(1) 提出場所

4-(1)閲覧場所に同じ。

(2) 提出期間

平成21年6月15日(月)から平成21年6月26日(金)まで(土曜、日曜を除く。)

午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出資料等

ア 制限付一般競争入札参加申込書 (様式第2-2号)

イ 配置予定技術者の資格及び工事経験調書 (様式第4-2号)

ウ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託関係調書 (様式第5-2号)

エ 制限付一般競争入札参加者申込書 受領書

オ 特別建設共同企業体協定書及び**誓約書**(企業体のみ)

カ 添付書類、(企業体の場合においては全構成員個別に必要)

- * 配置予定「監理技術者」の監理技術者資格証の写し
- * 建築一式工事の一般及び特定建設業許可証（営業5年以上）の写し
- * 経営事項審査結果（平成21年4月1日篠山市格付基準日）（市内業者）
- * 経営事項審査結果（最新のもの）

(4) 提出部数

1部

- (5) 申込書等の作成に要する費用は、申請者の負担とし、提出された資料等は返却しない。
- (6) 申請書等に虚偽の記載をした者は、篠山市指名停止基準により指名停止となり、その者が行った入札は無効となる。
- (7) 提出された資料等は、市において無断で使用することはできないものとする。
- (8) 受付を拒否された入札参加希望者は、入札参加申込期間中に篠山市入札参加者審査会に対し、異議申し立てを行うことができる。この時、不受理の理由とそれに対する入札参加希望者の主張を、文書（様式は任意）で申込書を添えて提出すること。
- (9) 契約担当課は、受付における疑義が生じた申込み書類について保留し、篠山市入札参加者審査会の審査を受けるものとする。
- (10) 篠山市入札参加者審査会は、入札参加希望者の異議申し立て及び契約担当者の疑義について、受付の認否を審査する。その結果、不受理の場合は理由書を添付し通知する。
- (11) 篠山市入札参加者審査会の審査は、最終決定機関であり再審議は行わない。尚、受付後に書類不備の指導があり、指示の期日までに処理がされない場合は、受付を取り消すことができる。

7. 仕様書、設計書及び図書の閲覧及び交付

仕様書、設計書及び図書の交付については、次の場所に掲載

篠山市ホームページ内 下記アドレスに掲載。

<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/koji/09-nyusatsukokoku.html>

(1) 閲覧場所

4 - (1) 閲覧場所に同じ。

(2) 閲覧期間

平成21年6月15日（月）から平成21年7月9日（木）まで（土曜、日曜を除く。）
午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

8. 設計図書に関する質疑

(1) 質疑書の提出

すべて書面（様式は任意）により原則FAX送信により提出すること。

書面を提出の場合は、封入（封筒に工事番号、工事名を明記）のうえ、持参すること。

提出場所

4 - (1) 閲覧場所に同じ。FAX 079 - 552 - 5665

提出期間

平成21年7月2日（木）午後1時（必着）まで

(2) 回答書の交付

回答書は、原則次の場所に掲載します。但し、図面等の内容が詳細の場合は閲覧とする。

篠山市ホームページ内 下記アドレスに掲載。

<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/koji/09-nyusatsukokoku.html>

【平成21年度 これまでの入札公告内容及び質問回答について】

閲覧場所

上記 篠山市ホームページ内又は、4 - (1) 閲覧場所に同じ。

閲覧期間

平成21年7月6日(月)から平成21年7月9日(木)まで

閲覧場所の場合、午前9時00分から午後5時00分まで(土曜、日曜日を除く正午から午後1時までを除く。)

9. 入札執行の日時及び場所等

(1) 日 時

平成21年7月9日(木) 午後1時30分から

(2) 場 所

篠山市北新町4 1

篠山市役所 第2庁舎3階 2 - 302号会議室

(3) 執行方法

ア 不正、その他の理由により競争性の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。また、天災地変等でやむを得ない理由が生じたときは、入札執行を中止することができる。

イ 入札参加申込みをしても入札を希望しない場合には、参加しないことができる。また、入札の辞退は、入札以前において何時でもすることができる。尚、辞退に伴う罰則を課すことはない。

ウ 前記記載の入札以前の辞退の場合は、辞退届けを提出すること。

エ 入札者が同一事項の入札に2者以上参加していること。尚、辞退者続出及び入札参加取消続出により、1者しか残らなかった場合は、政令第167条の2第1項第2号により決定する。

10. 入札に関する条件

(1) 入札を行う場合は次の事項を遵守すること。また、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも住民の信頼を失う事のないように努めること。

ア 入札の執行にあたっては、入札執行職員(以下「職員」という。)の指示によること。指示に従わないときは、入札会場から退出を命じる。

イ 入札執行時刻までに入札者が入札会場に入室していること。

ウ 入札保証金を納付すべき場合において、所定額の入札保証金が納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。

エ 入札執行前に「誓約書」及び「確約及び誓約書」を職員に提出すること。

オ 入札会場に「積算内訳書」を持参し、職員の指示により提出を求められたときは、提出しなければならない。提出しないときは、入札会場から退出を命じる。なお、工事請負入札書(以下「入札書」という。)の金額は積算内訳書の金額と同額もしくは以下とすること。

カ 提出された積算内訳書が未記入等の場合及び入札書の金額が積算内訳書の積算金額を上回る入札は無効とする。

キ 入札に参加する者に必要な資格を有する者が入札を行うこと。

ク 代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を職員に提出すること。

ケ 入札参加者は、入札書を入札に付する事項ごとに作成すること。入札書には工事番号、工事名、工事場所、入札金額、日付、入札者の住所・氏名(入札参加者が法人であるときは名称・代表者名、個人であるときは商号・氏名、代理人の場合は代理人の氏名)及び押印があり、入札内容が鮮明であること。記入後に封入し、封書には入札書、工事名称、宛名及び入

札参加者が法人である時は名称、代表者名、また、個人であるときは商号、氏名を表記し、入札会場において職員の指示に従って入札箱に投入すること。

- コ 入札書を入札箱に投入した後においては、入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- サ 入札書に記載する金額はアラビア数字で表記すること。
- シ 入札書に記載された金額が訂正されていないこと。
- ス 明らかな桁間違いの金額が記載されていないこと。
- セ 入札者又はその代理人が同一の事項について2通以上した入札でないこと。
- ソ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2者以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- タ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと
- チ 入札会場への入室について、原則入札者1名とする。但し、職員の判断で複数人の入室を許可することもある。

1.1. 落札者の決定及び保留

(1) 低入札価格調査制度を適用する。

予定価格、低入札調査基準価格、低入札最低制限価格を設定する。(平成21年6月25日制度一部改正)

(2) 有効な入札を行った者のうち最低価格を提示した者が、予定価格の制限範囲内の価格で低入札価格調査基準価格以上の有効な入札を行った者のうち最低価格を提示した者を落札者とする。なお、同額の入札をした者が2者以上ある時は、くじで落札者を決定する。この時、落札者となるべき同額の入札した者は、くじを引くことを辞退してはならない。

(3) 低入札価格調査制度に該当する場合は、予定価格以内であって入札低調査基準価格を下回り調査最低制限価格以上の有効な入札を行った者のうち最低価格を提示した者について落札者の決定を保留し、篠山市低入札価格調査制度取扱要領に基づき、篠山市契約審査会の判断によるものとする。

なお、同額の入札をした者が2者以上ある時は、くじで落札候補者を決め保留する。この時、落札者となるべき同額の入札した者は、くじを引くことを辞退してはならない。

(4) 不審な、談合が有ったのではないかと思わせる札があった場合、落札者の決定を保留し、入札参加者審査会の判断によるものとする。

1.2. 契約

(1) 落札決定及び保留後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りでない。

1.3. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約金額が100万円以上の場合、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約までに納付すること。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出した時又は保険会社との間に保険契約を締結し、その証書を提出したときは契約保証金を納付する必要はない。

イ 契約保証金の納付は、当該契約保証金と同額の価値のある国債等、篠山市が認めたものをもってこれにかえることができる。

14. 支払い条件に関する事項

(1) 前払金

ア 前払い金支払対象金額は、契約金額が1件500万円以上の工事とする。

イ 前払い金の支払金額は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、登録を受けた保証事業会社と保証契約をした者について、契約金額の100分の40以内とする。ただし、限度額は1億円とする。

(2) 部分払

履行期間中2回以内とする。

15. その他

(1) 契約を締結した者が、この入札に関わる工事を施工しようとするときは、必要な建設業退職金共済組合証紙を購入した発注者用掛金収納書を、契約締結後1ヶ月以内に提出すること。尚、契約を締結した者が建設業退職金共済組合に未加入のときは、同組合に加入の上、上記の手続きをすること。

(2) 1件500万円以上の工事請負契約を締結した者は、工事实績情報サービス(コリンズ)に登録を行うこと。

(3) 入札参加者数及び参加者名は、入札日迄公表を行わない。

(4) 9.「入札執行の日時及び場所等の内容」について、原則変更は行わないが変更する必要がある場合には、参加申込み業者にFAXにて連絡する。

(5) 5.「入札参加者申込書等」、7.「仕様書、設計書及び図書」等に修正が生じた場合については、篠山市ホームページ内に記載しますので、入札執行日までに再確認をお願いします。

(6) その他、定めのないものは篠山市制限付一般競争入札実施要領による。